

工事における入札及び契約の過程に係る苦情の申立て等の手続きについて（告示）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等の規定に基づき、令和7年4月から令和8年3月に支出負担行為担当官関東農政局長が発注する工事に係る苦情の申立て等については、下記の窓口にて受け付けておりますので、お知らせいたします。

なお、具体的な手続き等については、「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）により行っております。

記

1 苦情申立てについて

（1）申立ての対象となる工事及び測量・建設コンサルタント等業務

- ① 一般競争入札方式によった工事（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事を除く。以下同じ。）
 - ② 工事希望型競争入札方式によった工事
 - ③ 公募型指名競争入札方式によった工事
 - ④ 簡易公募型競争入札方式によった測量・建設コンサルタント等業務（予定価格が5,000万円以上の業務を除く。）
 - ⑤ 標準型プロポーザル方式によった測量・建設コンサルタント等業務
 - ⑥ ②～④並びに公募型競争入札方式以外の指名競争入札方式によった工事又は測量・建設コンサルタント等業務
 - ⑦ 随意契約方式によった工事及び測量・建設コンサルタント等業務
- について、各方式に係る所定の有資格者が申立てを行うことができることとなっております。

ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの、予定価格が1,000万円を超えない工事、及び予定価格が500万円を超えない測量・建設コンサルタント等業務は対象外とさせていただきます。

（2）苦情申立ての受付窓口及びお問い合わせ先

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館（12階）
受付時間 午前9時15分から午後5時30分まで
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）
第1条に定める行政機関の休日を除く。）

担当及び連絡先

- ・土地改良事業等
関東農政局総務部会計課事業経理調整係長
048-740-0329
- ・上記以外
関東農政局総務部会計課審査係長
048-740-0328

2 再苦情申立てについて

（1）申立てのできる方

1による苦情申立てを行いその回答を受けた方であって、その説明に不服がある方は、所定の手続きにより再苦情の申立てを行うことができます。

（2）再苦情申立ての受付窓口及びお問い合わせ先

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館（12階）
受付時間 記1の（2）に同じ。
担当及び連絡先 関東農政局総務部総務課監査官
048-740-0315

令和7年4月1日

関東農政局長 安東 隆